

第 70 回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 1

子どもの性被害・虐待に立ち向かう

子ども支援におけるセーフガーディングの取り組み

金谷 直子 (公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

1. はじめに

本シンポジウムでは子どもに対する性的虐待という重いテーマに向きあうこととなった。子ども虐待は何も家庭内で起こるものだけではない。保育や教育、文化・芸能、スポーツ、塾、宗教、医療保健、NPO等の市民活動など、子どもが日常を過ごすありとあらゆる場が虐待と無縁とは言えない。性的虐待についても、家族や親族などによるものもあるが、そればかりではない。見知らぬ人や、インターネットを介して子どもに接触を試みる者にももちろん注意が必要だ。そして、子どもたちと身近に接する顔見知り、例えば、「先生」や「指導者」「支援者」などと呼ばれるような人々の行為についても目を伏せるわけにはいかない。

小児保健に関わる分野も聖域ではない。非常に遺憾であるが、医師や医療スタッフによる子どもへの性加害や盗撮などの事件報道もあれば、障害者施設での虐待や、保護施設の職員による性暴力がたびたび起きていることをご存じだろうか。

本来は子どもの成長を支え、困ったことがあれば寄り添い、手助けをするはずの者が、子どもに対して性的虐待を行うということは断じて許されることではない。しかし、私たちの社会において、そうした問題が起こらないよう予防し、虐待の兆候や危険性を早期発見して対処するために、果たしてどれだけの手立てが尽くされてきただろうか。

本講演においては、子ども支援の国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実践してきた「子どものセーフガーディング」と呼ばれる虐待防止

の取り組みを紹介し、その経験から見えてきた課題と提言を報告する。

2. 子どもの権利の視点から

子どもの権利条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの柱がある。すべての子どもは生まれながらにしてこの権利を有しており、各国政府をはじめ私たち大人は、子どもたちのニーズと権利が満たされるよう努める義務と責任を負っている。虐待から子どもを守ることは、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利を保障するための社会の重大な責務である。そのためには子どもが参加する権利、つまり、子どもたちに自らの権利について知らせ、彼らが困ったときにSOSを出せること、暴言暴力や差別にNOと言えること、自分たちの望みや意見を安心して主張できること、そういった環境を整えていく必要がある。

しかし、子どものために働く立場の人たちが、子どもに対して虐待や不適切行為を行ったという話を聞いたことはないだろうか。子どもを守るべき立場の職業人が、体罰を振るう、心理的に追い詰める、わいせつ行為をする、いじめを放置する、または私利私欲のために子どもを利用する、などといった報道も尽きない。子どもにとって、指導者や支援者の立場から発せられる言動は絶大である。彼らが子どもとの地位関係性を利用し、あるいは子どもの未熟さや恐怖心につけ込んで性的な行為に及ぶ問題については後述するが、それがいかに卑劣なことであるかは言うまでもない。にも関わらず、子どもに対するわいせつ行為を「いたずら」

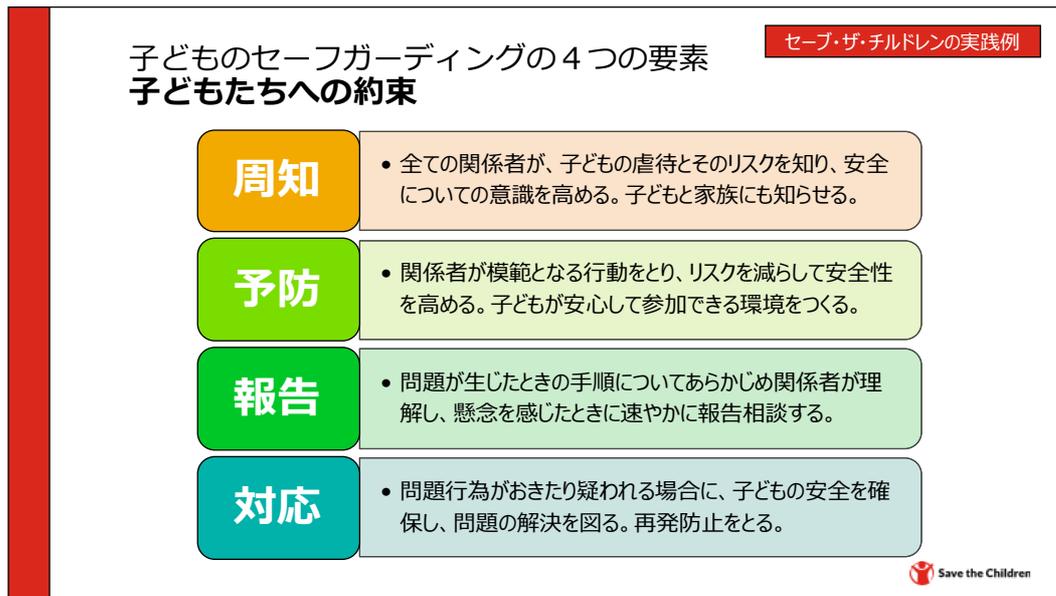


図1 子どものセーフガーディングの4つの要素

と呼んで軽視したり、「子どもの方にも非があるのではないか」などと問題をすり替える人も少なくない。子どもの未熟さや立場を利用した性的行為は、深刻な性的虐待であり、著しい人権侵害であることをまず確認しておきたい。

3. 子どものセーフガーディングとは

性的虐待という問題を扱う際、当然ながら加害者の行為は厳しく問われなくてはならない。しかしながら、そういった加害行為ができてしまう環境を漫然と放置している組織側の運営や、問題発覚後の対応のあり方が問われる例も決して少なくはない。

「子どものセーフガーディング」とは、子どもと関わる組織において、その関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営をめざす取り組みである。疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む包括的なものである。性的虐待をはじめ、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトなどあらゆる形の子どもの権利侵害を抑止することを、組織の重要な責任と捉えている。

現在、セーブ・ザ・チルドレンでは50項目にわたる独自の基準を自らに課し、「周知・予防・報告・対応」の4つの側面からセーフガーディングの実践に注力している(図1)。すべての職員やボランティアに行動規範を示し、子どもとの接し方、特に着替えやトイレ、宿泊時のリスク削減を繰り返し呼びかけている。子どもとの私的な接触についてはSNSの連絡を含め、

明確に禁じている¹⁾。

セーブ・ザ・チルドレンでは約20年前からこの取り組みを続けている。NGOや国連など大小さまざまな組織が国際協力や人道支援に携わる中、その水面下で支援の場を利用した性的搾取・虐待が起きていることに気づき、社会に警鐘を鳴らした経緯がある。支援する側と支援される側の間にある圧倒的な権力格差と、それを悪用した子どもの権利侵害の現実に目をむけ、セーフガーディングに取り組むきっかけとなった。

子どものために多くの人々が身を削り尽力する中で、その立場を利用して子どもに性的行為を強いるなど、どれだけの人が想定していただろうか。しかし、角度を変えて見みるならば、子どもの支援の場には、往々にして誤用されやすい権力構造が横たわっている。支援者側が意図するか否かに関わらず、支援者の存在というのは、子どもにとっては逆らいがたい大きな力の格差として立ちのぼるということを、支援の側に立つ者は認識する必要があるのではないだろうか。つまり、子どもを対象とする保育や教育、福祉、人道支援などの場には、虐待や不適切行為がおきやすい体質や構造があることを前提として、問題の抑止に努める必要があるだろう。

4. セーフガーディングの最低基準

セーフガーディングという言葉は、日本ではまだなじみが少ないかもしれない。しかし、西欧では教育や保育、スポーツなどの分野で広く取り入れられるよう



図 2 子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド

になってきた。

「子どものセーフガーディング」には国際的な最低基準が定められている。セーブ・ザ・チルドレンは、外務省および国際協力系の NGO と連携し、「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド²⁾」というガイドブックを 2020 年に作成し、ホームページで公開している (図 2)。これは、国際協力や海外での人道支援を想定したものではあるが、日本の制度や状況を踏まえ、日本の NGO が取り組む際に役立つような説明や実践例などを盛り込んでいる。指針を掲げ行動規範を示すこと、スタッフの人材採用や育成にあたって手を尽くすこと、活動上のリスク削減、通報制度や事案調査など、幅広い要素からなっている。国際支援の事例を国内活動に置き換えれば、日本国内で子どもの支援を行う団体にも、そのまま応用していただける内容なので、小児保健の分野でもぜひ参考にさせていただきたい。

5. 性的虐待のタブー視

セーブ・ザ・チルドレンでは、自らの組織内のセーフガーディングの強化に努めるほか、さまざまな子ども支援団体への研修や助言に努めてきた。

その中で度々直面するのは、性的虐待に対する人々の誤解とタブー視である。職場などで性暴力の話題をすると、多くの人が戸惑いを感じるのはやむを

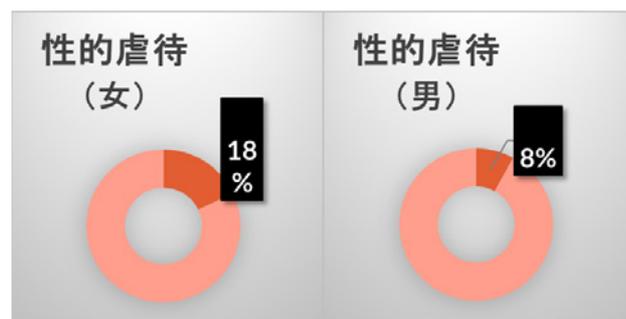


図 3 子ども時代に性的虐待を経験した割合

得ないことかもしれない。そのためか、性的虐待の抑止といったテーマに際しては、往々にして話題の回避と否認が起こり、問題の軽視やすり替えなどが起こりやすい。この傾向は個人においても、組織においても見られる。しかし、このように性の話題をタブー視する文化や価値観そのものが、虐待を見過ごす環境となり、取り組みを先送りする体質となりかねないのだ。大人たちが話題を避けるような文化の中にあっては、子どもたちは、性にまつわる悩みは口にはしてはならないものと悟っていくだろう³⁾。

また、子どもの性的虐待に対峙することの難しさは、子どもが被害を被害として自覚することの難しさや、できごとを伝えることの心理的な抵抗、および事実を証明することの困難さなど、複数の要素と関係している。子どもを支配する性的グルーミングなど、性被害の実態や影響を正しく理解することもまた、問題の抑止や早期発見には欠かせない。

6. 氷山の一角

実態の見えづらさということについても触れておきたい。性的虐待に関しては問題が表に出ることが少なく、暗数が多いためにその実態を把握することは簡単ではない。社会に知らされることがなければ、再発防止のための議論が喚起される機会も増えないだろう。しかし、子どもの性被害は決して稀なことではない。

世界保健機関 (2017) がまとめた報告⁴⁾によると、世界中で女子の 18%、男子の 8% が、18 歳になるまでに性的な被害を経験しているという (図 3)。女子の方が圧倒的に多いが、男子が性被害を受けることも稀ではない。また、この報告では性的マイノリティの子どもの実態が全く見えてこない。しかし、LGBTQ など性的マイノリティの子どもは世間の無理解や偏見もあいまって、被害に遭ったときに混乱を助長させられ、

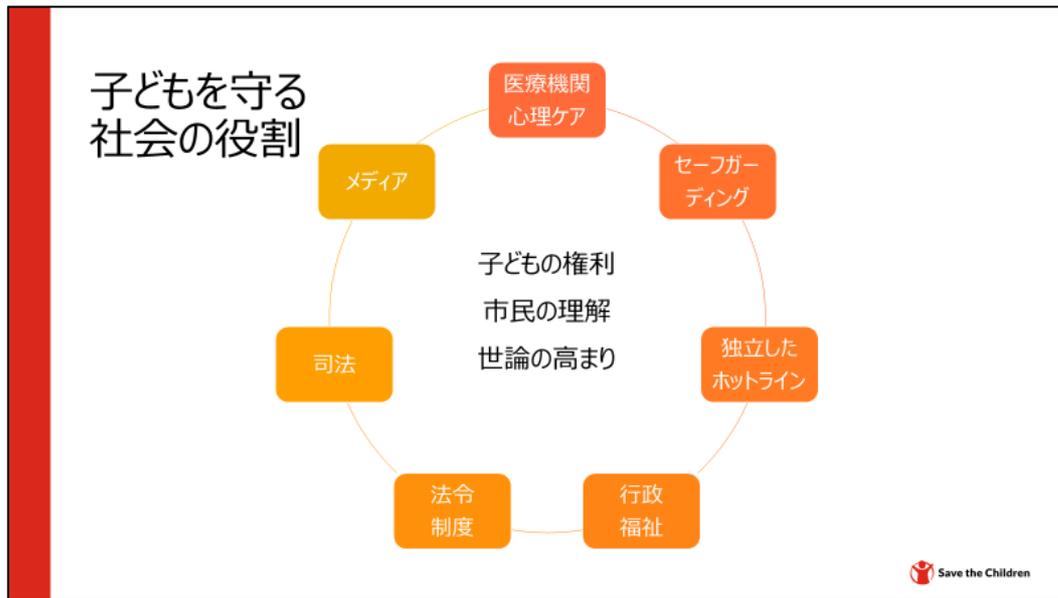


図4 子どもを守る社会の役割

きちんと相談に応じてくれる窓口が見つからないなど、より複雑で困難な状況に置かれている。よって、性別を問わずとも、数人に一人は子ども時代に性的な被害を受けていると受け止め、性暴力被害とはそれほど身近な問題であることをぜひ認識いただきたい。

さらに、障害がある子どもたちに関し、看過できない指摘がなされている。障害のある女子はそうでない子より約4倍の性被害を経験しているとの報告⁵⁾や、障害のある女子のうち推定40%から70%が、18歳になるまでに性被害を受けているのではないかとの指摘⁶⁾もある。被害を被害として認識できなかつたり、誰かに訴えることが難しい子どもたちをターゲットとした加害は到底許されるものではない。小児保健分野の方々は障害児支援に携わることも多いと思うので、被害を未然に防ぐための仕組みづくりに真剣に向き合ってほしいと願わずにはいられない。

7. 地位関係性の悪用

多くの親たちは、子どもたちに、「知らない人には気をつけなさい」「初対面の人についていってはいけないよ」などと、危険から身を守る術を伝えることが多いのではないだろうか。そして、「先生の言うことをよく聞きなさい」と諭すこともあるだろう。しかし、子どもの性被害に関する国内外の研究からは、加害者の多くは「見知らぬ人」ではなく、子どもの身近にいる顔見知りであることがわかっている。家族や親族による加害や、指導者や支援者などの立場や関係性

を悪用して行為に及ぶ例は少なくない。加害者が子どもの身近にいる人物である場合、加害が一度で終わらず長期間に繰り返される可能性がある。また、一人の加害者によって多くの子どもが被害に巻き込まれてしまう例も珍しくない。

もちろん、被害回数が少なければ影響が軽いというものではない。性被害はたった一度でも起こってはいけないうことである。ましてや、信頼していた身近な大人から繰り返し被害に遭った子どもは、心と身体が危険にさらされ続け、対人関係や人格形成に計り知れない悪影響を及ぼしかねない。本人だけでなく、その保護者やきょうだい、周囲の子ども、所属する団体の関係者たちにも大きな影を落とすことになる。

子どもの支援の場で働く多くの人々が、子どもたちの幸せを願い、日夜誠実に力を尽くしていることは忘れてはならない事実である。だが、悪意を持って虐待の機会をうかがっている者もいる現実から目を背けるわけにはいかない。そして、子どもたちが被害に遭い悩みや疑問を抱えたときに、いつでも安心して相談できる窓口が必要である。専用の相談窓口を用意しつつ、すべてのスタッフが子どもの性的虐待に関するアンテナを立てて子どもの様子を見守っていくことで、早期発見・早期対応に結びつけることが重要である。

8. 取り組みから見えてきた課題

日本でも特定の分野でセーフゲーディングの取り組みが始まっている。しかしそれに取り組むかどうか、

つまり、性的虐待を含む子どもの権利侵害に立ち向かうかどうかは、それぞれの団体の主体性に任されているのが現状である。無関心な団体の下では、無策のまま、子どもたちが危険に晒され続ける状況と言わざるを得ない。一方、取り組む意欲があったとしても、その手法や知見が十分に知られていない。特に小規模な団体では人員などの資源が限定的であったり、外部からの指導や助言を仰ぎたくても専門家が豊富にいない現実がある。官庁や行政も、こと性的虐待という問題においては知見が乏しく、指導監督の責任や権限が曖昧なことが多い。実態把握のためのエビデンスも不足しており、説得力のある調査研究も待たれる。専門家の育成、ガイドラインや教材の作成、法令の強化なども含め、官民が一体となってこの問題に向き合っていく必要がある (図 4)。

9. おわりに

繰り返しになるが、子どもがひとたび性的虐待にあうと、その影響は長く甚大である。心身への影響やケアの在り方については他の論者に委ねるが、たとえ専門家によるサポートを尽くしたとしても、簡単に傷が癒されて消え去るというものではない。それまで慣れ親しんだ居場所や対人関係を失う子もいる。十分な予防に取り組まなかった団体にとっても、組織の信用・信頼が失墜し、本来の子どものための活動に支障が生じることになるであろう。

子どもと直接的に接する事業活動を行う場合は、自らの組織や職場の中に、性加害の抑止と早期発見のしくみづくりをぜひ始めてもらいたい。被害に遭った子どもたちが誰にも相談できないまま、一人で抱え苦しみ続けるような状況は一日も早く終わりにしなければならない。子どもが勇気を出して打ち明けたにも関わ

らず、大人たちの保身のために顧みられないことがないような社会は、何とか変えなければならない。そのために私たちにできることがある。

文 献

- 1) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン. “子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり—子どものセーフガーディング”. https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html (参照 2023.11.27)
- 2) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 編. 子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド. 外務省, 2020.
- 3) Csaky C. No one to turn to: The under-reporting of child sexual exploitation and abuse by aid workers and peacekeepers. UK: Save the Children Fund, 2008.
- 4) 世界保健機関. “Child maltreatment: the health sector responds”. 2017. https://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/child/Child_maltreatment_infographic_EN.pdf?ua=1
- 5) Pan American Health Organisation (WHO). “Children with disabilities more likely to experience violence”. Web Bulletins. 2012. https://www.paho.org/hq/index.php?option=com_content&view=article&id=6998:2012-childrenwithdisabilities-more-likely-experience-violence&Itemid=135&lang=en (accessed 2021.02.25)
- 6) The Roeher Institute. “Violence against women with disabilities”. Ottawa, Public Health Agency of Canada. 2004. https://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw57/side_events/Fact%20sheet%20%20V%20AWG%20with%20disabilities%20FINAL%20.pdf (accessed 2023.11.27)